校内人事希望調査根拠不存在非公開決定審査請求事案（番号41）

|  |  |
| --- | --- |
| 　審査会の結論 | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和３年１月25日 |
| 請求内容 | 府立○○高校について、１．「令和３年度　校内人事希望調査」の様式２．上記１．の調査を行うことができる根拠３．上記１．の調査を行うことができない根拠４．上記１．の調査の結果がわかる文書全て |
| 実施機関の決定 | 令和３年２月８日付け教高第3616号による不存在非公開決定。【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】本件公開請求に係る行政文書については、作成していないため、管理していない。【備考】この決定は、本件請求文書のうち、２、４に係るものです。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和３年４月25日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書２．について、実際に調査を実施した事実が確認されているので、「調査を行うことができる根拠」は存在して当然である。請求文書４．について、実際に調査を実施した事実が確認されているので、調査の結果がわかる文書は存在して当然である。よって不服である。 |
| 弁明書 | １　請求文書２について調査を行うことができる根拠を示す文書は作成していないため、管理していない。２　請求文書４について調査結果を集約した文書は作成していないため、管理していない。また、個別の調査用紙は管理していない。 |
| 反論書 | 「弁明の理由」について、請求文書２．については、実際に調査を行っているのでその根拠があることは自明である。請求文書４．については、提出された個別の調査用紙は公文書であり、保存年限を超過していないためこれを公開すること。 |
| 判　断 | １　本件請求２について（１）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第104条第１項において準用する同規則第44条第１項の規定により、高等学校には、教務主任及び学年主任が置かれる。大阪府立学校の管理運営に関する規則（平成26年教育委員会規則第７号）第35条第１項は、「高等学校に、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及 |
| 判　断 | び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定し、同規則第38条第１項は、「第[35条](http://g1072sv0db011.lan.pref.osaka.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する教務主任等のうち保健主事及び司書教諭を除くものは教諭のうちから校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合には、校長と協議の上、その任命につき変更を命ずることがある。」と規定している。また、大阪府立学校条例（平成24年条例第89号）第５条は、大阪府教育委員会は、基本計画を踏まえ、府立学校に共通してその運営の指針となるべき事項を定め、府立学校に対し、これに基づいて学校の運営を行うよう指示する旨を規定している。これらの法令等から、校内人事に関しては、学校組織運営に関する指針（以下「指針」という。）の「２　組織運営に当たって」のうち「（３）人事」において、以下のとおり定められている。＜主任等の校内人事＞ア　学年主任、部主事や校務分掌長、担任、各種委員会委員などの校内人事の決定及び発令は校長・准校長の権限と責任のもとに行う。イ　その権限の行使に当たって校長・准校長は、必要に応じて教頭、事務（部）長はじめ首席等から十分意見を聴取し、適材適所に人材を配置する。また、教職員の意見を聴取する場合、選挙またはこれに類する方法は取らない。ウ　校長・准校長は、自らの指揮監督のもと、必要に応じて校内人事に関する事務を行うための校内組織を置くことができる。ただし、この校内組織は、校長・准校長を補佐するため、教頭や首席等を主たる構成員として置かれるものであり、構成員の決定、運営、意思決定等、いかなる場面においても校長・准校長から独立したものであってはならない。（当該組織が管理職以外の教職員を主たる構成員とし、人事委員会のように実質的に校内人事を決定し、校長・准校長が追認することは認められない。）（２）このような指針が定められた趣旨は、学年主任、部主事や校務分掌長、担任、各種委員会委員などの校内人事の決定及び発令は、校長・准校長の権限と責任のもとに行われることを徹底するためであると解され、平成27年５月20日付け教委高第1559号「校内人事の決定について（通知）」において、「今後、校内人事の決定の際には、アンケートの実施を含め、適任者を推薦させることは方法の如何を問わず行わないこととします。」と通知しており、実施機関は、本件請求３に係る対象文書として公開している。　　　以上のことから、本件請求２に係る対象文書が存在しないことは不合理ではない。２　本件請求４について　　調査の結果がわかる文書が存在しないことが不合理でないか検討するに、調査の結果は、人事に関する文書であるといえ、校長及び准校長が校内人事を決定するという権限を行使するに当たり用いるもので、利用目的が達せられた後は、必要以上に保存しないものと考えられるところ、校内人事が決定された後において廃棄されていることは自然であり、これが存在しないことは不合理ではない。３　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | ・令和３年１月25日　　 同日付け公開請求・同年２月８日　　　 不存在非公開決定・同年４月25日　　　 　審査請求・同年７月２日　　　 弁明書・同月23日　　　　　 反論書・同年８月20日　　 諮問 |